

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の概要

総務省

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設する。
(原則：平成31年10月1日施行)

◎ 特別法人事業税の創設

消費税率10%段階において復元される法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約3割)を分離し、特別法人事業税(国税)とする。

課税標準：法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)

主な税率区分：

主な税率区分	特別法人事業税 (国税)	法人事業税 (所得割・収入割)	
	(創設)	(復元後)	(改正後)
資本金1億円超の普通法人	税額の260%	3.6%	⇒ 1%
資本金1億円以下の普通法人等	税額の37%	9.6%	⇒ 7%
収入金額課税対象法人	税額の30%	1.3%	⇒ 1%

※ 法人事業税の税率引下げは、地方税法改正法にて行う。

賦課徴収：都道府県(法人事業税と併せて実施)

国への払込み：税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

適用期日：平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用

◎ 特別法人事業譲与税の創設

譲与額：特別法人事業税の税収(全額)を都道府県に譲与

譲与基準等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組み(※)を設ける

※ 当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与しない(財源超過額を上限)。

譲与開始時期：平成32年度

◎ その他

○ 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講ずる。

○ 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。

※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。